

## 議案第70号

### 港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

#### 1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

条例で引用している地方公務員法の条項番号を変更します。

第28条の5第1項 → 第22条の4第1項

#### 3 施行期日

令和5年4月1日

港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(通則)</p> <p>第一条 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</p>	<p>(通則)</p> <p>第一条 非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員及び同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(後略)</p>